

里親になった後のサポート

里親による子どもの養育は、その里親家庭だけで行うものではなく、こども家庭センターや地域の関係機関などと連携しながら子どもを育てていくものです。

神戸市では、市が指定した里親支援機関や里親支援専門相談員が、里親家庭への家庭訪問などのサポートを行っています。

これらの里親支援機関や里親会などが主催するサロンやイベントなどを通じて、里親家庭が交流できる場も多くあり、里親同士で子育ての相談などをすることもできます。

里親として子どもを養育するための費用

児童相談所からの委託を受けて里親が子どもを養育する場合、一定の費用が支給されます。

養育里親の場合 ※令和5年度の単価

里親手当 月額 9万円

+

生活費 乳児/月額約 6万円
乳児以外/月額約 5万2千円

※その他、養育費や医療費なども支給されます。
※金額は年度によって変更される場合があります。

里親家庭での生活によって子どもにとっての 様々な効果が期待されています

自己肯定感



人との適切な
関係の取り方を学ぶ

自分を
受け入れられている
という安心感

豊かな生活経験を
通じて生活技術を
身につける



将来に家庭生活を
築くモデル

基本的信頼感



家族の
ライフサイクルを
学ぶ

特定の大人との
愛着関係

地域社会に必要な
社会性を養う

「里親制度について知りたい」「里親になりたい」などのご相談・お問い合わせは、神戸市こども家庭センター（児童相談所）にご連絡下さい。

里親制度のご案内

～社会で子どもを育てるために～



神戸市こども家庭センター（児童相談所）

〒652-0862

神戸市兵庫区上庄通1丁目1番27号

TEL 078-599-7300（代表）

FAX 078-977-8085

相談時間 月～金曜日

8:45～17:30

（土日祝日・年末年始を除く）



こどもっと
KOBE



里親制度とは

里親制度は、一時的または長期的に家庭での養育が困難になった子どもを里親の家庭に受け入れて養育する制度です。

※里親家庭への子どもの委託（養育をお願いすること）は、児童福祉法に基づき、児童相談所が行います。
※民法上の養子縁組とは異なり、里親と里子の間には法律上の親子関係が生じるものではありませんが、里親委託を経て養子縁組を行う場合もあります。

里親の種類

里親には、次の種類があります。

● 養育里親

保護者のない子どもやその他の理由によって保護者が育てることができない子どもを養育する里親

● 専門里親

養育里親のうち、虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助が必要な子どもを養育する里親

● 養子縁組里親

養子縁組によって子どもの養親となることを希望する里親

● 親族里親

両親が死亡や行方不明などの理由により、一定の要件を満たす親族が里親となって養育する場合の里親

里親になるには

里親になるには、一定の要件を満たしていることが必要です。

里親になることを希望される場合は、指定の研修を受講後に申請書等を提出していただき、審査によって適当と認められれば、里親として登録・認定されます。

里親になるための要件

- 1 里親委託を必要とする子どもの養育についての理解と熱意、子どもに対する豊かな愛情を有していること
- 2 経済的に困窮していないこと
- 3 法定の里親研修を修了していること
- 4 里親本人またはその同居人が欠格事由*に該当していないこと

*一定の刑罰を受けていないこと、子どもの虐待を行っていないこと等

● 里親に実子がいる場合や夫婦共働きの場合なども、要件を満たしていれば、里親になることはできます。

里親登録から委託までの流れ

1 相談・制度の説明

こども家庭センター*にご連絡ください。里親制度の内容や手続についてご説明します。

*お住まいの地域を管轄する児童相談所

2

研修の受講

里親登録希望者は法定の研修を受講する必要があります。

3

申請・登録

こども家庭センターへの申請後、家庭訪問その他の調査と審査を行い、里親として登録します。

4

子どもとのマッチング・交流

子どもの状況にあわせてこども家庭センターが選定した里親登録者が、子どもと面会・交流します。

5

委託の決定・支援

子どもと里親登録者の気持ちや状況を確認後、こども家庭センターが里親委託を決定します。委託後も、こども家庭センターや里親支援機関等が里親による子どもの養育を支援します。